

要配慮者避難支援マニュアル

住民防災組織（要配慮者サポート隊）用

要配慮者支援の体制

要配慮者とは、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において、特に配慮を要する人のことをいいます。一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が挙げられ、日常生活は一人でできる人でも、災害時には要配慮者となることがあります。

要配慮者への支援は、被害軽減のために重要なものですが、支援活動は、「災害発生が予測されたとき」から「災害復興」に至るまで、地域や要配慮者個人の状況に応じて、多岐に渡ります。

平成23年に発生した東日本大震災をはじめ、近年発生した災害による被害状況からも、要配慮者支援が課題とされ、本区の支援体制についてもより一層の向上が求められています。

このような状況のもと、本区では、平成19年度に策定した「墨田区災害時要援護者総合支援プラン」を見直し、新たに「墨田区要配慮者避難支援プラン」として改定しました。

住民防災組織を中心とした地域の方々と、区などの防災関係機関、その他ボランティアなどが連携した支援体制の向上を図っています。

本マニュアルでは、墨田区要配慮者避難支援プランに定める支援体制のうち、要配慮者サポート隊（以下「サポート隊」といいます。）を中心とした地域における支援活動について記載しています。

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、用語を一部変更しています。

- ・「災害時要援護者」 「要配慮者」
- ・「災害時要援護者名簿」 「避難行動要支援者名簿」
- ・「要援護者1～3」 「要配慮者1～3」
- ・「災害時要援護者サポート隊」 「要配慮者サポート隊」

本マニュアルでは、実際の名称に関わらず、「要配慮者支援機能を有する住民防災組織」を「サポート隊」と表記しています。

墨田区での支援体制

墨田区、警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員（以下「民生委員」といいます。）サポート隊、サポート隊以外の地域住民等を「避難支援等関係者」として、次のとおり要配慮者支援を行います。

サポート隊以外の地域住民等

サポート隊以外の、地区内の一般居住者、事業所従事者等で、災害時に要配慮者支援を行うことができる全ての人をいいます。

【各支援者の主な支援活動】

区 分	平常時	災害時	避難生活期
区	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の整備 1 要配慮者自助の促進支援 住民防災組織体制整備等支援 総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所、二次避難所の開設 要配慮者の救護 総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者救護所の開設 救護活動 後方医療施設への搬送・搬送要請 総合調整
防災関係機関 (警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> 通常業務における情報把握 要配慮者自助の促進支援 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導、救出救助 	<ul style="list-style-type: none"> 警備・搜索等(警察署) 後方医療施設への搬送等(消防署・消防団) ボランティア派遣等(社会福祉協議会)
民生委員	<ul style="list-style-type: none"> 通常業務における情報把握 要配慮者自助の促進支援 住民防災組織への支援要請促進及び同意の取付け 2 	<ul style="list-style-type: none"> 一時集合場所等における要配慮者の避難状況の確認 要配慮者情報の他支援者への伝達及び支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認 搜索要請 要配慮者救護所における支援方法のコーディネート
サポート隊	<ul style="list-style-type: none"> 手方式及び同意方式による情報把握 3 要配慮者個別支援プランの作成 要配慮者自助の促進支援 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者個別支援プランに基づく支援 民生委員からの支援要請に基づく避難誘導、救出救助 要配慮者の救護 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者生活状況の把握 救護活動
サポート隊以外の地域住民等	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティによる情報把握 	<ul style="list-style-type: none"> 各支援者からの要請に基づく避難誘導、救出救助 要配慮者の救護 	<ul style="list-style-type: none"> 救護活動

1 避難行動要支援者名簿の整備

災害対策基本法に基づき区が整備する一定の要件に該当する者の名簿をいいます。

区は、この名簿を、本所・向島警察署、本所・向島消防署、本所・向島消防団、社会福祉協議会、民生委員のうち、区と「避難行動要支援者名簿の提供に関する協定」を締結した機関と共有します。

2 住民防災組織への支援要請促進及び同意の取付け

民生委員が、区から提供を受けた避難行動要支援者名簿に記載されている者に、サポー

ト隊への支援要請を促し、又はサポート隊への個人情報開示の同意を取り付けることをいいます。

これにより、サポート隊の情報把握を支援します。(P5「民生委員との連携」参照)

3 手上方式及び同意方式による情報把握

サポート隊の要配慮者情報把握は、原則として、要配慮者自らが支援を申し出る「手上げ方式」によるか又は要配慮者本人が申し出られないなどの理由で、民生委員が同意を取り付けた場合は、民生委員からの情報提供を受ける「同意方式」によって把握します。

地域の体制整備

1 サポート隊の結成

(1) サポート隊の位置づけ

住民防災組織の中で、平常時における要配慮者情報の把握や訓練、災害時における避難誘導や生活支援などを行う組織をいいます。

(2) 隊員の募集

住民防災組織の役員のほか、要配慮者の近隣居住者、地区内事業所従業者などから募集します。

【募集方法の例】

- ・ 回覧板を回す。
- ・ 口コミで地域の中の人材を掘り起こす。
- ・ P T A、子供会、睦会等への呼びかけを行う。
- ・ 地区内事業所への呼びかけを行う。

住民防災組織の内部だけではなく、地区内の様々な団体への呼びかけが有効です。

2 名簿・支援プランの作成

(1) 要配慮者の把握

地区内の要配慮者を把握し、登録簿に記載します。

要配慮者の把握は、次の方法で行います。

要配慮者からの申し出による把握

回覧板や口コミで支援制度を説明し、要配慮者本人からの申し出により把握する。

民生委員からの情報による把握

要配慮者の同意を受けた民生委員からの情報により把握する。

民生委員には、区と避難行動要支援者名簿を共有し、避難行動要支援者名簿に記載され、支援の必要性が高いと思われる方に、サポート隊への登録申し出を促すことを要請しています。

民生委員の説明を受けて、要配慮者本人がサポート隊に申し出ることができる場合は のとおり「要配慮者本人」から、外出困難な場合など、本人が申し出ることができない場合は のとおり、「同意を受けた民生委員」からサポート隊に伝達します。

民生委員との連携については、P5「民生委員との連携」を参照してください。

なお、要配慮者の把握は、支援のために必要となる情報を整理して行います。

【支援のために必要となる情報の例】

- ・ 要配慮者の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号
- ・ 要配慮者の状態（高齢、歩行困難、視覚障害、聴覚障害等）
- ・ 介護者の有無及び状況等

高齢等の条件だけで、一律に要配慮者になるわけではありません。個々の状況によっても変わってきますので、支援側の思い込みで、一方的な登録や登録の強制はできません。

要配慮者になる可能性が高いと思われても、支援の申し出がない方については、地域コミュニティの中で、災害時の安否確認等をお願いします。

（２）隊員の割り振り

募集した隊員を、登録した要配慮者の支援者として割り振ります。

なお、割り振りに当たっては、次の事項に注意してください。

【注意事項】

- ・ 1人の要配慮者に複数の隊員を割り振る。

1人の要配慮者に1人の隊員を割り振った場合、担当の隊員が不在の場合に対応できず、隊員の負担が大きくなります。

- ・ 要配慮者数に支援者数が満たない場合などは、避難の呼びかけ、安否確認を優先し、避難支援は、隊員以外の人との協力を得て実施することも検討する。

全ての要配慮者に避難誘導が必要なわけではなく、情報伝達だけでよい人もいます。一方で、避難誘導に複数の隊員が必要な要配慮者の方もいます。隊員が要配慮者に情報を伝達しながら、支援の必要性を確認して、必要な場合に隊員以外の方が、避難支援を行うことなども考えられます。

（３）登録簿の作成

要配慮者の所在、状態等を把握するための登録簿を作成します。

登録簿は、一時（いつか）集合場所等での安否確認や救助活動の実施判断に活用できるように作成します。

〔登録簿の例〕

住所	氏名	生年月日	性別	電話番号	状態	サポート隊員	摘要
1 - 1 - 1		S 年 月 日	男性		高齢（車椅子）	、	介護者あり （日中不在）
2 - 2 - 2		S × × 年 × 月 × 日	女性		聴覚障害	、	メモ必要

登録簿には、町会・自治会内の班や支援に必要な物資、要配慮者ごとの要配慮者個別支援プラン（下記（４））の有無など、支援に必要な情報を適宜、追記してください。

（４）地図等の作成

「要配慮者支援地図」、「要配慮者個別支援プラン」を作成します。

要配慮者支援地図

町会・自治会の区域内を中心に、一時集合場所、避難場所、避難所までの避難経路や、要配慮者の所在などを記載した地図を作成すると確認しやすくなります。

要配慮者個別支援プラン

要配慮者ごとに、状態や支援体制、注意事項などを記載した個別プランを作成します。

要配慮者個別支援プランの例は、P14のとおりです。

(5) 情報の更新

要配慮者や隊員の状況変化を踏まえて、名簿、地図、要配慮者個別支援プラン等を随時更新します。

なお、要配慮者個別支援プランを新たに作成した場合又は、廃止した場合は、民生委員に報告してください。

(6) 訓練の実施

住民防災組織の体制を整備した後は、必ず、訓練を実施して検証を行います。

また、それ以降も「計画 訓練 検証 改善 計画 訓練・・・」を繰り返し、常に、体制の向上を図ってください。

住民防災組織の防災訓練の中に、要配慮者支援訓練の項目を入れて、一連の災害対応訓練として実施することも有効です。

(7) 自助の促進

要配慮者支援を行うためには、支援者と支援者の家族などに「大きな被害がない」ことが最も重要であるため、支援者は自らの災害対策の充実を図ってください。

【自助の例】

- ・ 建物の耐震化、家具の転倒防止
- ・ 家庭、事業所内での備蓄
- ・ 家族等の連絡体制確認
- ・ 救命技術などの災害に関する知識及び技術の習得 など

隊員の普通救命講習受講費用は、区が負担します。サポート隊の新規結成、新隊員の加入、3年間の更新時期が来た場合は、区防災課にご連絡ください。

民生委員との連携

区では、要配慮者支援を迅速かつ適切に行うため、「避難行動要支援者名簿」を作成し、警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会、民生委員のうち、区と「避難行動要支援者名簿の提供に関する協定」を締結した機関と共有します。

この機関のうち、民生委員は、日ごろから地域の要配慮者と接触する機会も多く、災害発生直後の安否確認などで、大きな力を発揮することが期待されています。しかし、区内には、2万人に上る要配慮者がおり、民生委員個人での対応は困難です。

一方で、サポート隊では、個人情報保護の観点などから、地域に潜在する要配慮者の掘り起しができず、要配慮者情報の把握が進捗しないことも、課題の一つとなっています。

そこで、民生委員が、平常時に避難行動要支援者名簿の情報をもとに、要配慮者にサポート隊への支援申出を促し、災害時には、サポート隊と相互に連携して、安否確認や支援活動を行うことにより、支援の効率化を図るとともに、サポート隊の要配慮者情報把握を支援します。

そのための事前準備として、サポート隊と民生委員の連携方法の調整をお願いします。

【連携方法の調整】

区防災課へのサポート隊の結成状況等報告

区に、サポート隊の有無及び民生委員との調整を行う窓口担当者を報告する。

区は、避難行動要支援者名簿を共有する民生委員に、窓口担当者の連絡先を通知する。

窓口担当者の方には、「区から民生委員に報告すること」について、了承を得てください。

区からの調査依頼があった場合のほか、サポート隊の新規結成、窓口担当者の変更があった場合には、随時、報告してください。

民生委員との調整

区から通知を受けた民生委員が、窓口担当者に連絡し、要配慮者情報の引継ぎ方法、災害時の支援方法等の役割分担について調整する。

災害時の活動は、P6「地域における災害時の対応」を参考にして、地域の状況に併せて、調整してください。

民生委員からの要配慮者情報引継ぎ

で調整した方法により、民生委員がサポート隊による支援要請を促した要配慮者をサポート隊に引き継ぐ。

民生委員から説明を受けて、要配慮者本人が申し出る場合と、同意を受けた民生委員が情報を伝達する場合があります。

サポート隊から民生委員への報告

要配慮者個別支援プランの作成や廃止があった場合には、随時、民生委員に報告する。

支援の漏れを避けるため、常に最新の情報を共有できるように心がけてください。

地域における災害時の対応

災害時には、登録簿及び要配慮者個別支援プラン等を活用した支援を行います。

また、民生委員からの情報による支援活動の実施や、防災関係機関のほか、地域にいる支援活動ができる全ての人と連携した支援を実施してください。

【地域における対応の例】

1 大規模地震の発生直後

自分や家族の安全確認・確保

自分や家族の被害状況を確認し、出火防止等の二次災害防止策を実施したうえで、避難用品を用意する。

担当する要配慮者の支援

避難の呼びかけ

登録簿、要配慮者個別支援プランに基づき、避難を呼びかけ、併せて状況を確認する。

避難誘導

その場にいる者で可能な場合は、一時集合場所への避難誘導を開始する。

救出救助

必要に応じて、救出救助を行う。

ただし、二次災害の危険があるため、原則として複数の支援者で行う。

支援要請

避難誘導、救出救助活動が、その場にいる者だけでは困難な場合は、一時集合場所の住民防災組織本部に支援を要請する。

一時集合場所での支援

登録簿での確認

登録簿に記載している要配慮者の安否を確認する。

安否確認にあたっては、民生委員と連携して、効率的に実施する。

安否が確認できない場合や隊員からの支援要請があった場合は、隊員のほか、支援が可能な者に現場確認を要請する。

ただし、火災が発生しているなど、二次災害の危険が高い場合は、警察・消防などに要請する。

民生委員からの要請

避難行動要支援者名簿を所有する民生委員から、名簿に記載された要配慮者の安否確認等支援要請があった場合は、隊員のほか、支援が可能な者に現場確認を要請する。

ただし、火災が発生しているなど、二次災害の危険が高い場合は、警察・消防などに要請する。

応急救護

負傷者がいる場合は、応急救護を行う。

避難場所への避難

避難勧告・指示の発令、延焼火災による危険がある場合などは、要配慮者支援を継続しながら、避難場所へ避難する。

2 避難場所への移動後

安否確認の継続

引き続き、民生委員と連携して、登録簿による確認を行う。
行方不明者がいる場合は、区・警察・消防などに報告する。

特別な支援を要する者の確認

乳幼児や病気の人など、避難場所での待機に特別な支援を要する人がいる場合には、状況を取りまとめて、区に支援を要請する。

避難所等への移動

災害が沈静化した後、自宅又は避難所に、要配慮者支援を継続しながら移動する。

3 避難所への移動後

安否確認の継続

引き続き、民生委員と連携して登録簿による確認を行い、安否情報を取りまとめる。

要配慮者救護所の設置

避難所の1階等の要配慮者が使用しやすい場所に、要配慮者救護所を設置し、要配慮者を受け入れる。

なお、要配慮者救護所の設置にあたっては、避難所内の区職員と連携して実施する。

特別な支援を要する者の確認

「乳幼児のミルク」など、特別な物資が必要な者や、医療機関などへの搬送が必要な者を確認し、避難所内の区職員に報告する。

物資の配布

炊き出しなど、物資の配布にあたっては、要配慮者に十分な配慮をする。

その他生活支援の実施

避難生活が長期化した場合には、身体的な負担軽減のための支援だけでなく、精神的なフォローも実施する。

生活支援は、民生委員、区職員、ボランティアなどと連携して実施する。

この例は、大規模地震を想定したもので、災害の状況により、必要な支援内容は変わります。
また、住民防災組織の体制や要配慮者の状況によっても、支援内容は変わるので、この例を参考に、住民防災組織ごとの支援方針を検討してください。

資料：要配慮者支援に関する基礎知識

(1) 避難の知識

避難に関する情報

地震に伴う延焼火災の発生や、豪雨による河川の水位上昇など、生命に危険を及ぼす恐れのあるときなどには、「避難勧告」や「避難指示」が出されます。

また、事前に災害の発生が予測できる場合には、避難勧告・指示より前に、避難の準備を呼びかける「避難準備情報」が発令されます。

これらの情報は区の防災行政無線、広報車、安全・安心メール、緊急速報メール、警察署、消防署、テレビ・ラジオ等により提供されます。

【避難勧告などの種別】

種別	発令時の行動など
避難準備情報 (要配慮者避難情報)	要配慮者など、避難行動に時間がかかる人は避難行動を開始してください。 人的被害の発生する可能性が高まった状況です。要配慮者以外の方は、家族との連絡、非常用持ち出し用品の用意など、避難の準備を開始してください。
避難勧告	要配慮者以外の方も避難行動を開始してください。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況です。
避難指示	人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況です。避難行動を速やかに完了させてください。避難行動を開始していない場合には、速やかに安全な場所に避難してください。

区は、水害（河川のはん濫）、高潮災害、津波災害等が発生した場合、上表の避難勧告などにより、「避難のための立ち退き」を指示するほか、「屋内での待避等の安全確保措置」についても、住民に対し指示します。

これは、災害によって屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直移動）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものです。

地震災害時の避難

ア 一時（いつとき）集合場所

町会・自治会ごとに指定する公園や学校などで、町会・自治会の最初の情報拠点となる場所です。

まず、ここに集合して、安否確認や災害情報収集を行います。

イ 避難場所

地震に伴う延焼火災（燃え広がる火災）、その他の危険から地域内では身の安全が確保できないときに避難する場所です。

ウ 避難所

地震で建物が倒壊、焼失するなどして、自宅に戻れない場合に、区立小中学校に開設

される一時的な生活の場所です。

避難所内には、要配慮者救護所を設置し、一般の避難所で生活を送ることの困難な要配慮者の生活支援をします。

水害時の避難

「200年に1回程度」の大雨により、荒川堤防が決壊した場合には、区内の広い地域で、5m程度の浸水が予想されます。このような場合は、洪水の水圧や流れてくる「がれき」による倒壊のおそれのない、丈夫な建物の3階以上に避難します。

堤防決壊が予測されたときには、区立小中学校に水害時避難場所が開設されますが、マンションや事業所ビルなども、水害時避難場所の条件を満たす場合が多いため、平常時に町会・自治会と建物所有者との間で「避難に関する協定」などを締結して、避難場所を確保しておくことも有効な対策です。

なお、荒川堤防の決壊は、上流部分で降った雨水が流れてくることにより発生するため、事前の予測が可能です。

発生が予測された場合は、「自主的広域避難情報」が発令されるので、速やかに要配慮者支援などを開始してください。

集中豪雨等への対応

墨田区内では、下水道の整備等を進めておりますが、集中豪雨などで、下水道の処理能力を超えて水があふれることにより、地下室や地盤の低い場所などでは、浸水被害が発生することがあります。

遮蔽版の整備や土のうによる浸水防止のほか、下水道の機能が十分に発揮できるよう、豪雨が予測されたときには、事前に道路にある雨水ますの清掃を行ってください。

避難するときの注意事項

- ・ ヘルメットや防災頭巾等で頭を保護し、足元の怪我にも気をつける。
- ・ ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを切る。
- ・ 外出中の家族には、連絡メモを残す。
- ・ 非常持ち出し品以外に、むやみに荷物を持たない。
- ・ 移動するときは、狭い道や看板の下は、できる限り避ける。
- ・ 徒歩で避難する。(車は厳禁)
- ・ 近所の方々の協力を得て、集団で避難する。

(2) 要配慮者別支援のポイント

要配慮者ごとに、支援に際して配慮すべき点が異なります。

そのため、平常時から、要配慮者の特性を踏まえた体制の整備、訓練が必要です。

以下は、要配慮者の状態による必要な支援などの例であり、その他にも、様々な状況があり得ます。

目の不自由な方のために

【特性】

- ・ 視覚により被害の状況を把握することができない、もしくは困難です。
- ・ 状況の変化により、単独での素早い避難行動ができない、もしくは困難です。

【必要とされる支援】

- ・ 音声による情報伝達及び状況説明が必要となります。
- ・ 手を引くなどの誘導が必要となります。

【避難誘導方法】

- ・ 災害の状況や行き先等必要な情報を伝え、安心感を持ってもらいます。
- ・ 白杖（はくじょう）を持たない方の手で、支援者のひじの上を握ってもらい、足元に注意して、半歩前をゆっくり歩きます。
このとき、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押ししたりしないようにします。
- ・ 歩く速度は、視覚障害のある人に合わせます。
視覚障害のある人の手に力が入っていたり、腰の引けた姿勢になる場合は、歩く速度が速い可能性があります。
- ・ 段のある所では、段の手前で立ち止まり、「上がる」のか「下がる」のかを伝え、段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝えます。
- ・ 位置や方向を説明するときは、その方向に向かせて「前（後・左・右）この先何歩、何メートル」などまわりの状況を具体的に伝えます。
- ・ 別れる際には、その場から先の状況についても説明します。
- ・ 盲導犬を伴っている場合は、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり触ったりしないようにします。

【支援の注意事項】

- ・ 声をかけるときは、名前を呼びます。名前を知らない場合は、必ず近くにいて、声をかけます。
- ・ 物の位置や状態など、手で直接触れてもらったほうが、わかりやすい場合があるので、「手をとります」などと声をかけてから、対象物に誘導します。

耳の不自由な方のために

【特性】

- ・ 音声による情報が伝わりません。
- ・ 緊急時でも言葉で人に知らせることが出来ない人がいます。
- ・ 外見からは障害のあることがわかりません。

【必要とされる支援】

- ・ 視覚による情報伝達が必要になります。

【避難誘導方法】

- ・ 災害の状況や被害の状況を手話や筆談などで伝え、安全なところへ誘導します。

【支援の注意事項】

- ・ 避難や避難生活に関する音声情報は、文字で伝えましょう。
- ・ 筆記用具がない場合、手のひらに指先で字を書いて伝えたり、空間にゆっくり、ひらがなで字を書きながら、口の形をはっきりさせたりして話します。
- ・ 話すときは、聴覚障害のある人に口の動きがよく見えるように、ゆっくり、はっきりと、なるべく短い文章で、文節ごとに区切って話かけましょう。
- ・ 箱型補聴器を使っている人と話をするときには、補聴器のマイクを口元に近づけて話すようにしましょう。
- ・ 使用可能なときは、携帯メールやファクス、インターネットなども活用しましょう。

音声言語機能に障害のある方のために

【特性】

- ・ 助けを求めるなど、自分の状況を伝えるのが困難です。

【必要とされる支援】

- ・ 相手の言葉を注意深く聞き取るように心がけます。
- ・ メモなどを活用して情報の提供に努めます。

肢体不自由のある方のために

【特性】

- ・ 迅速に、自分の体の安全を守ることが困難です。
- ・ 迅速に、自分で避難することが困難です。

【必要とされる支援】

- ・ 車椅子、担架などの移動用具と支援者が必要です。
- ・ 車いすで利用できるトイレや、出入り口の確保が必要です。

【避難誘導方法】

- ・ 自力での歩行が困難な場合は、車椅子などの移動用具を確保するよう努めます。
- ・ 車椅子を使用する場合は、足がステップに乗っていることを確認し、シートベルトで体を固定してから移動するようにします。
- ・ 車椅子などがない場合は、応急担架などを活用します。
- ・ 緊張、つっぱり感が激しい場合やパニックになっている場合は、落ち着くまで待つ余裕が必要です。

内部障害や病気の方のために

内部障害とは、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害等をいいます。

【特性】

- ・ 外見からは、障害があることがわかりません。
- ・ 自力歩行や、すばやい避難行動が困難な場合があります。
- ・ 急激な環境変化に順応しにくい場合があります
- ・ 常時医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベ）や人工透析などの医療的援助を必要とする場合があります。
- ・ 医薬品や必要な装具などを携行・携帯する必要があります。
人工肛門造設者は、ストマ用装具を携帯する必要があります。
- ・ 食事制限など、避難所生活において他の避難者と同一の生活ができない場合があります。
人工透析患者は、1日に摂取できる水分や塩分などが厳しく制限されます。

【必要とされる支援】

- ・ 内部障害の種類により支援する内容が異なります。
- ・ 移動に、車椅子、担架などの移動用具や支援者が必要になる場合があります。
- ・ 避難所では、ケアのできるスペースの確保が必要となります。
- ・ 食事制限の必要な人を確認し個別に対応するなど、きめ細やかな配慮が必要となります。
- ・ 薬、ケア用品、医療機材などの確保が必要となります。
- ・ 医療機関との連携した対応や、医療機関への移送手段の確保が必要になる場合があります。

【支援の注意事項】

- ・ 緊急時の医療機関への連絡など、その後の対応にも協力しましょう。
- ・ 外見ではわからなくても、内部障害のため、「共同作業ができない」「要配慮者救護所などの比較的環境の良い場所にいる必要がある」場合があるので、周りの人の理解が必要です。

知的障害のある方のために

【特性】

- ・ 一人では理解や判断することが難しい場合があります。
- ・ 環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があります。

【必要とされる支援】

- ・ 不安を与えないよう、話しかけたりします。
- ・ 意思表示ができなかったり、そのために孤立したりする場合があります。そのような場合には、支援者側から話かけて、支援が必要かどうか確認する必要があります。

【避難誘導方法】

- ・ 冷静な態度で接し、わかりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させます。
- ・ 一人にせず、誰かが付き添うようにして移動します。
- ・ 災害の不安から大声を出したり、異常な行動を取ったとしても冷静に対応します。

【支援の注意事項】

- ・ 子ども扱いなど、自尊心を傷つけたりするような言動には十分に注意しましょう。
うまく聞き取れなかったり、時間がなかったりと、無意識のうちに本人ではなく家族や付き添い者に話しかけてしまうことがあります。このことが本人の気持ちを傷つけることもあります。できるだけ、本人と会話をすることを心がけます。
- ・ 話しかけるときには、相手の近くに行き、自分の存在を気づいてもらってから声をかけるようにします。
- ・ ゆったりと話を聞き、ゆっくり、簡潔なことばで話します。
- ・ 「はい」「いいえ」で答えられるように、選択肢を示してたずねます。

高齢などにより介護が必要な方のために

【特性】

- ・ 行動機能の低下により、自力で行動することができない、もしくは困難です。
- ・ 認知症の場合は、緊急事態の察知が遅れたり、自分で判断して行動できず、自分の状況を伝えることが出来ません。

【必要とされる支援】

- ・ 迅速に情報を伝達し、避難を誘導します。
- ・ 状況により、車椅子や担架などの移動用具と支援者の確保が必要です。

【避難誘導方法】

- ・ 歩行に問題がない場合は、ロープなどを使いながら、集団で避難します。
- ・ 車椅子、担架などの移動用具があれば利用します。

【要配慮者個別支援プランの様式例】

個別支援プランは、要配慮者個人ごとに作成します。

記載内容は、この書式を参考に、サポート隊ごとに調整してください。

要配慮者個別支援プラン

(表) 作成者: _____ 作成年月日: 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

氏名			性別	男	女	区分	高	障	介	他	
住所	墨田区				電話						
本人の状態	会話	普通にできる	少し耳が遠い	ほとんど聞こえない							
		筆談が必要である	筆談ができない								
	歩行	一人で歩ける	杖・シルバーカーを使う	体を支えれば歩ける							
		車椅子が必要である	担架が必要である								
	食事	一人で食べることができる	一部に介助を必要とする	一般的に介助が必要である							
ものが詰まりやすい		刻み・とろみ食が必要である									
排尿排便	一人でできる	一部に介助を必要とする	一般的に介助が必要である								
		オムツを使用している									
その他	主治医・かかりつけ医										
	アレルギー 無・有()										
家族・介護者	状況										
緊急時の連絡先	氏名	電話:									
		メールアドレス:									
特記事項	氏名	電話:									
		メールアドレス:									
避難時の不可欠品	(普段いる部屋・寝室の位置)(不在の時の目印・避難済みの目印)など										
	常備薬										
避難支援	一時集合場所										
	避難場所										
避難支援者情報	避難所	最寄の予定施設								避難先	

避難支援者情報	フリガナ	
	氏名(団体名及び代表者)	
	住所	
避難支援者情報	連絡先	電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:
	フリガナ	
	氏名(団体名及び代表者)	
	住所	
避難支援者情報	連絡先	電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:
	フリガナ	
	氏名(団体名及び代表者)	
	住所	
避難場所等情報	位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など	
案内図等の支援に関して必要な情報を適宜記載		

